

佐賀県選挙管理委員会告示第 49 号

令和 3 年 10 月 17 日執行の佐賀市長選挙に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和 4 年 10 月 18 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

裁 決 書

福岡県久留米市東町25-30

審査申立人 細 川 博 司

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和3年12月6日に提起された令和3年10月17日執行の佐賀市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、佐賀県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

理 由

1 審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における選挙の効力に関し、令和3年10月27日に佐賀市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して異議の申出を行ったところ、市委員会は、令和3年11月25日に、この異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）を行った。

申立人は、原決定を受けて、当委員会に対し、令和3年12月6日（令和4年6月6日補正）に、原決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求める審査の申立てを行った。

申立ての理由を要約すれば、次のとおりである。

- (1) 市委員会の開票集計作業は客観的に誰が見ても不自然で不穏当であり、更に公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 69 条に基づいた開票作業の参観人の目撃証言もあり不正が疑われたので調査を願ひ出る旨、日本国憲法第 16 条及び第 17 条並びに請願法（昭和 22 年法律第 13 号）に則り請願し、法第 216 条第 1 項（行政不服審査法第 19 条第 3 項及び第 5 項を除く、の準用）に則り適法に不服審査請求をしたにも係わらず、市委員会がこれを公正中立に調査せず原決定により棄却した。
- (2) 結果、日本国憲法第 15 条第 2 項で申立人に保障されるべき普通選挙が行われなかったことにより、当該申立人が本件選挙にて不当落選する結果となったことは日本国憲法第 14 条で保障される法の下での平等に反する、断じて受け入れがたい民主主義の根幹を揺るがす重大な瑕疵が市委員会にある。
- (3) よって、不正選挙であるので、選挙のやり直しを求める。

これらを審査申立ての理由とし、本件選挙を無効とすることを求める。

2 審査の申立ての受理の経緯

申立人は、原決定を受けて、当委員会に対し、令和 3 年 12 月 6 日に、「異議申立及び、行政不服審査法第 19 条の 3 不作為についての不服審査請求を速やかに受理処分するよう要求する督促状」（以下「督促状」という。）と題した文書を提出した。しかし、督促状の趣旨について、一部不明瞭な部分があったため当委員会から申立人に確認を行ったものの回答がなかった。督促状の主な内容としては原決定に対する不服を主張しており、当委員会では原決定に対する審査の申立てであると判断し、督促状について本件審査の申立ての形式的要件を審査したところ、一部不適法と認められる点があったことから、申立人に補正を命じた。その後、申立人から令和 4 年 6 月 6 日に補正書

の提出を受けた当委員会は、この補正の結果、本件審査の申立てが適法なものとなったことを認めて、これを受理した。

3 裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立てを受理した後、市委員会から関係書類を徴し、慎重に審理を行った。

選挙の効力に係る争訟において選挙が無効とされるのは、法第 205 条第 1 項の規定により、その選挙が「選挙の規定に違反すること」があり、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

この、いわゆる選挙無効の要件としての「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任に当たる機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定に違反しなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念である選挙の自由公正の原則を著しく阻害するような事態を招来することを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等による選挙の取締規定ないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。」（昭和 61 年 2 月 18 日最高裁判所第三小法廷判決）とされている。

申立人は、前記 1（1）の内容を主張しているが、市委員会から提出された、選挙会の場所及び日時並びに法第 79 条第 2 項の規定に基づく佐賀市長選挙の開票の事務を選挙会の事務に併せて行うこととした告示の写し、選挙録の写しからも、選挙長及び選挙立会人の立会いのもと開票作業及び得票の算定が行われ、選挙会が適法に開催され、選挙録が適正に作成されていることが確認できた。

また、申立人からは当該主張を裏付けるような事実や証拠の提示はなく、選挙の管理執行の手續上、法の基本理念である選挙の自由公正の原則を著しく阻害するような事態は認められなかった。

したがって、開票作業に関して違法性を疑わせるような事実は認められず、また、この認定を覆す証拠は何ら示されていないことから、本件選挙が選挙の規定に違反して行われたと認めることはできず、前記1（1）の主張は認められない。

これにより、前記1（2）及び（3）の主張についても認められない。

なお、申立人は当委員会へ提出した督促状において、報道機関が行う選挙報道が表現の自由を濫用しており、市委員会が報道機関の選挙報道を管理監督せず黙認し公正中立に選挙管理をしなかった旨を主張している。たしかに法第148条第1項但書き及び法第151条の3但書きにおいて、新聞紙や放送番組における報道について、虚偽の事項又は事実を歪曲し記載（放送）するなど表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない旨を規定しているが、選挙に関する新聞記事と選挙の効力に関する判例として、「選挙に関する新聞記事の記載が公選法第148条第1項但書きに違反しても、その違反は同法第205条にいう選挙の規定違反ではなく、選挙無効の原因にはならない。」（昭和30年8月9日最高裁判所第三小法廷判決）とされており、仮に報道機関が虚偽の事項又は事実を歪曲し記載（放送）していたとしても、選挙無効の原因にはならない。

以上のことから、本件において、本件選挙の全部又は一部を無効とする事由は認められないため、当委員会は主文のとおり裁決する。

令和4年10月18日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 大 川 正 二 郎

委 員 石 橋 亨 見

委 員 二 宮 幸 枝

委 員 木 村 も と

教 示

この裁決に不服があるときは、公職選挙法第 207 条の規定により、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第 215 条の規定による告示の日から 30 日以内に、福岡高等裁判所に訴訟を提起することができる。